# 鹿児島県公報

平成27年3月17日(火)第3093号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

規 則

- ○鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則(※) (雇用労政課取扱い) 1
- ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を 改正する規則(※) (砂防課取扱い) 2

告 示

- ○有害な映画等の指定
- ○有害な図書等の指定
- ○土地利用基本計画の変更
- ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧
- ○肥料の登録の有効期間の更新
- ○県営土地改良事業の計画の決定
- ○県営土地改良事業の計画の変更
- ○基本測量の実施
- ○公共測量の終了

- (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- (青少年男女共同参画課取扱い) 3
  - (地域政策課取扱い) 3
  - (水産振興課取扱い) 4
  - (食の安全推進課取扱い) 4
    - (農地整備課取扱い) 4
    - (農地整備課取扱い) 4
    - - (監理課取扱い) 5
- (監理課取扱い) 5 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービス事業者の指定

(大隅地域振興局取扱い) 5

#### 選挙管理委員会告示

○直接請求の連署に必要な有権者の数(※)

(選挙管理委員会取扱い) 5

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(生活安全企画課取扱い) 7

公安委員会公告

○平成27年度技能検定員審査等公告

(免許試験課取扱い) 7

### 内水面漁場管理委員会指示

○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (内水面漁場管理委員会取扱い) 9

### 内水面漁場管理委員会告示

○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示に基づく水域の指定

(内水面漁場管理委員会取扱い) 9

#### 規 則

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年3月17日

> 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県規則第3号

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職業訓練手当支給規則(昭和41年鹿児島県規則第80号)の一部を次のように改正す

第3条第1項第4号の2中「もの(」を「者(」に改め、同項第7号中「により職業」を 「による職業」に改め、同項第9号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福 祉法」に、「もの(」を「者(」に改め、同項第11号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項第16号中 「認められるもの」を「認められる者」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正す る規則をここに公布する。

平成27年3月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県規則第4号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改 正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成17年鹿児 島県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条第2項及び第28条第2項」を「第22条第2項及び第30条第2項」に改める。

第3条第1項第1号中「第10条第1項第1号」を「第11条第1項第1号」に改め、同項第3 号中「前各号」を「前2号」に改め,同条第3項中「第11条」を「第12条」に改める。

第4条中「第14条」を「第15条」に、「第10条」を「第11条」に改める。

第5条第1項中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第6条中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

第7条中「第9条第1項又は法第16条第1項」を「第10条第1項又は第17条第1項」に改め る。

第11条第2項中「とし」を「のもので」に、「第10条第1項第2号」を「第11条第1項第2 号」に改める。

別記第1号様式(表)中「第21条第1項又は第28条第1項」を「第22条第1項又は第30条第 1項|に,「印|を「回|に改め,同様式(裏)中「第21条|を「第22条|に,「第9条第1 項、第16条第1項、第17条第2項、第18条 | を「第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、 第19条」に、「第28条」を「第30条」に改める。

別記第3号様式中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同様式備考2中「及び」を 「. 」に改める。

別記第4号様式中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

別記第10号様式中「第9条第1項又は第16条第1項」を「第10条第1項又は第17条第1項」 に改める。

附則

この規則は,公布の日から施行する。

#### 鹿児島県告示第219号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第8条第2項の規定により、 有害な映画等として次のとおり指定した。

平成27年3月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

|     |                |     |               |        |     | • • • • • |
|-----|----------------|-----|---------------|--------|-----|-----------|
| 指为  | 指定年月           | 指 定 | 題 名           | 製作又は配給 | 指 定 | 指定理由      |
| 番号  | <del>-</del> 目 | 種 別 | 題 名           | 社      | 箇 所 | 相足垤苗      |
| 843 | 3 平成27年        | 映画  | 発情病棟 女医たちの下半身 | 新東宝映画  | 全 部 | 著しく青      |
| 843 | 4 3月9日         |     | 熟女後家 肉棒依存症    | 新日本映像  |     | 少年の性的     |
| 843 | 5              |     | 悩殺秘書 カラダで穴うめ  | オーピー映画 |     | 感情を刺激     |

#### 鹿児島県公報

| 8436 |  | いんらん家族 姉さんの下着    | 新東宝映画  | し,その健  |  |
|------|--|------------------|--------|--------|--|
| 8437 |  | 黒下着の日 主婦は浮気する    | 新日本映像  | 全な育成を  |  |
| 8438 |  | めぞん美熟女 ぬるぬる下宿    | オーピー映画 | 阻害するお  |  |
| 8439 |  | 絶倫エロ作家 濡れ悶える愛人たち | 新東宝映画  | それがある。 |  |
| 8440 |  | 神代弓子 本番ペッティング    | 新東宝映画  |        |  |
| 8441 |  | 奥様は18歳 超どきどき保健室  | オーピー映画 |        |  |

#### 鹿児島県告示第220号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、 有害な図書等として次のとおり指定した。

平成27年3月17日

| 鹿児島県知事 | 伊藤祐一郎 |
|--------|-------|
|        |       |

|       |           |         |               |          |       |      | 1 P - 1 P |
|-------|-----------|---------|---------------|----------|-------|------|-----------|
| 指定番号  | 指定年月<br>日 | 指 定 種 別 | 書名            |          | 発行所   | 指定簡所 | 指定理由      |
| 25031 | 平成27年     | 雑 誌     | petit Rose    |          | 秋水社   | 全 部  | 著しく青      |
|       | 3月9日      |         | vol. 13       | 18328-04 |       |      | 少年の性的     |
| 25032 |           |         | 無敵恋愛エスガール     |          | ぶんか社  |      | 感情を刺激     |
|       |           |         | 4月号           | 08577-4  |       |      | し,その健     |
| 25033 |           |         | コミック アクア      |          | オークラ出 |      | 全な育成を     |
|       |           |         | 4月号           | 13803-04 | 版     |      | 阻害するお     |
| 25034 |           |         | drap          |          | コアマガジ |      | それがある。    |
|       |           |         | 4月号           | 16695-04 | ン     |      |           |
| 25035 |           |         | ビーボーイゴールド     |          | リブレ出版 |      |           |
|       |           |         | 4月号           | 17779-04 |       |      |           |
| 25036 |           |         | 月刊劇漫スペシャル     |          | 竹書房   |      |           |
|       |           |         | 4月号           | 13545-4  |       |      |           |
| 25037 |           |         | COMIC 華漫      |          | ワニマガジ |      |           |
|       |           |         | 4月号           | 03777-4  | ン社    |      |           |
| 25038 |           |         | COMIC ペンギンクラブ |          | 富士美出版 |      |           |
|       |           |         | 4月号           | 07913-4  |       |      |           |
| 25039 |           |         | コミック ホットミルク   |          | コアマガジ |      |           |
|       |           |         | 4月号           | 13941-04 | ン     |      |           |

#### 鹿児島県告示第221号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により、土地利用基本計画を次のように変更した。

なお,変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は, 鹿児島県企画部地域政策課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

平成27年3月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 変更の要旨

土地利用基本計画図の森林地域及び自然公園地域に関する次の表に掲げる変更

| 変更の概要               | 関 係 市 町 |
|---------------------|---------|
| 現況が森林でない区域の森林地域からの除 | 伊仙町     |
| 外                   |         |
| 自然公園として保護・利用する必要がある | 薩摩川内市   |
| 区域の自然公園地域の拡大        |         |
| 自然公園として保護・利用する必要がない | 薩摩川内市   |
| 区域の自然公園地域からの除外      |         |

#### 鹿児島県告示第222号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また,当該届出に係る指定漁船調書を平成27年3月17日から同月31日まで南種子町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成27年3月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 発起人の住所及び氏名

熊毛郡南種子町茎永3355番地 島崎安成 熊毛郡南種子町西之3823番地3 砂坂健治 熊毛郡南種子町平山877番地1 長田昭二郎

2 加入区

南種子加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 南種子町漁業協同組合

#### 鹿児島県告示第223号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により,次のとおり肥料の登録の 有効期間を更新した。

平成27年3月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 登録番   | 更新後の  | 肥料の種     | 肥料の名   |           |          | 生 産  | 業者    |
|-------|-------|----------|--|-----------|----------|------|-------|
| 豆 郵 番 | 登録の有  | がり性<br>類 | 上に付いる<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・ | 保証成分量(%)  | その他の規格   | 氏名又は | 住所    |
| 万     | 効期限   | 類        | 孙  |           |          | 名称   | 1生 別  |
| 鹿児島   | 平成33年 | 肉骨粉      | 豚肉骨粉   | 窒素全量 10.0 | その他の制限事項 | 有限会社 | 日置市伊  |
| 県肥第   | 4月27日 |          | (粗)  | りん酸全量 6.0 | は公定規格のとお | 鹿児島油 | 集院町寺  |
| 1265号 |       |          |  |           | ŋ        | 脂工業  | 脇87番地 |
| 鹿児島   | 平成33年 | 肉骨粉      | 豚肉骨粉   | 窒素全量 7.0  | その他の制限事項 | 有限会社 | 日置市伊  |
| 県肥第   | 4月27日 |          | (粒)  | りん酸全量12.0 | は公定規格のとお | 鹿児島油 | 集院町寺  |
| 1266号 |       |          |  |           | ŋ        | 脂工業  | 脇87番地 |

#### 鹿児島県告示第224号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備(畑地帯担い手支援型)(農業用用排水施設整備及び区画整理)崎原地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年3月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年3月18日から同年4月14日まで

3 縦覧場所

伊仙町役場耕地課

#### 鹿児島県告示第225号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により,土地改良事業県営用排水施設整備(用排水施設)(旧:県営中山間地域総合農地防災)(農業用用排水施設整備)

下山門野地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年3月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年3月18日から同年4月14日まで

3 縦覧場所

長島町役場耕地課

#### 鹿児島県告示第226号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年3月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量(「電子国土基本図(地図情報)」修正測量及び「国土広域情報」 修正測量)
- 2 作業の期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

#### 鹿児島県告示第227号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、 国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成26年10月14日鹿児島県告示第1002号 で告示した公共測量の実施は、平成27年1月30日終了した旨の通知があった。

平成27年3月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 大隅地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年3月17日

大隅地域振興局長 三角浩一

|         | 7 (11 (12 (14 (14 (14 (14 (14 (14 (14 (14 (14 (14 |         |  |       |       |       |  |
|---------|---|---------|--|-------|-------|-------|--|
| 事業      | 業 所   |         | ** | 障害福祉  |       |       |  |
| h Th    | = + 14  | h th    | 主たる事務所の                                  | 代表者の氏 | 指定年月  | サービス  |  |
| 名称      | 所 在 地   | 名 称     | 所在地                                      | 名     | 日     | の種類   |  |
| のどか園短期入 | 曽於市末吉町諏   | 社会福祉法人大 | 曽於市末吉町諏                                  | 福永 俊一 | 平成27年 | 短期入所  |  |
| 所       | 訪方10231番地   | 多福会     | 訪方10231番地                                |       | 3月1日  |       |  |
| 自立支援センタ | 鹿屋市今坂町  | 株式会社ケイシ | 鹿屋市西原四丁                                  | 郷原 建樹 | 平成27年 | 就労移行  |  |
| ーかやの郷   | 9979番地 4  | ン       | 目12番15号                                  |       | 3月1日  | 支援・就  |  |
|         |   |         |  |       |       | 労継続 支 |  |
|         |   |         |  |       |       | 援B型   |  |

# 選挙管理委員会告示

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成26年12月16日鹿児島県選挙管理委員会告示第52号(直接請求の連署に必要な有権 者の数)は、廃止する。

平成27年3月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

| 左 欄                       | 右 欄              |    |
|---------------------------|------------------|----|
| 地方自治法第74条第1項に基づく条例(地方税の賦  | 27, 4            | 95 |
| 課徴収並びに分担金,使用料及び手数料の徴収に関   |                  |    |
| するものを除く。)の制定又は改廃の請求の連署に   |                  |    |
| 要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数    |                  |    |
| 地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に  |                  |    |
| 関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者   |                  |    |
| の総数の50分の1の数               |                  |    |
| 地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求  | 271,8            | 38 |
| の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超  |                  |    |
| える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1  |                  |    |
| を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と  |                  |    |
| を合算して得た数                  |                  |    |
| 地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職  | 鹿児島市・鹿児島郡区 148,5 | 14 |
| の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有   | 鹿屋市・垂水市区 32,6    | 28 |
| する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超  | 枕崎市区 6,3         | 81 |
| え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に | 阿久根市・出水郡区 9,3    | 05 |
| 6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて  | 出水市区 14,8        | 03 |
| 得た数とを合算して得た数,その総数が80万を超え  | 指宿市区 12,0        | 23 |
| る場合にあってはその80万を超える数に8分の1を  | 西之表市・熊毛郡区 12,1   | 43 |
| 乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40 | 薩摩川内市区 26,4      | 31 |
| 万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)   | 日置市区 13,7        | 30 |
|                           | 曽於市区 10,9        | 83 |
|                           | 霧島市・姶良郡区 36,6    | 22 |
|                           | いちき串木野市区 8,2     | 40 |
|                           | 南さつま市区 10,2      | 09 |
|                           | 志布志市・曽於郡区 12,9   | 26 |
|                           | <b>奄美市区</b> 13,7 |    |
|                           | 南九州市区 10,5       | 65 |
|                           | 伊佐市区 7,9         |    |
|                           | 姶良市区 20,4        |    |
|                           | 薩摩郡区 6,4         |    |
|                           | <u> </u>         |    |
|                           | 大島郡区 17,4        |    |
| 地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求  | 271, 8           | 38 |
| の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超  |                  |    |
| える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1  |                  |    |
| を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と  |                  |    |
| を合算して得た数                  |                  |    |
| 地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理  |                  |    |
| 委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求   |                  |    |
| の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超  |                  |    |
| える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1  |                  |    |
| を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と  |                  |    |
| を合算して得た数                  | 1                |    |
| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第   |                  |    |

1項に基づく教育委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

# 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第25号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年3月17日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

| 遊技機の種類  | 型式名             | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号   |
|---------|-----------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | CRA暴れん坊将軍 怪談FPW | 株式会社藤商事    | 4P0981 |
| ぱちんこ遊技機 | CRリング 呪い再びFPK   | 株式会社藤商事    | 5P0024 |
| 回胴式遊技機  | マイジャグラーⅢKK      | 株式会社北電子    | 3S1238 |

## 公 安 委 員 会 公 告

平成27年度技能檢定員審查等公告

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条及び第10条第 1項の規定により、平成27年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

平成27年3月17日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 審査の種類及び日時
  - (1) 教習指導員審查
    - ア 普通自動車免許
      - (ア) 筆記試験 平成27年5月11日(月)午前9時から
      - (イ) 技能試験 平成27年5月11日(月)午後1時から
      - (ウ) 面接試験 平成27年5月12日(火)午前9時から
    - イ 大型自動車第二種免許,中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 筆記試験 平成27年5月11日(月)午前10時から
    - ウ 大型自動車免許,中型自動車免許,大型特殊自動車免許,大型自動二輪車免許,普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成27年6月8日(月)及び同月9日(火)のそれぞれの日の午後1時から

- (2) 技能検定員審査
  - ア 普通自動車免許
    - (ア) 筆記試験 平成27年5月18日(月)午前10時から
    - (イ) 技能試験 平成27年5月18日(月)午後1時から
    - (ウ) 面接試験 平成27年5月19日(火)午前9時から
  - イ 大型自動車第二種免許,中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 筆記試験 平成27年5月18日(月)午前10時から
  - ウ 大型自動車免許,中型自動車免許,大型特殊自動車免許,大型自動二輪車免許,普通 自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成27年6月10日(水),同月11日(木)及び同月12日(金)のそれぞれ の日の午後1時から 2 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課(姶良市東餅田3937番地)

- 3 審査の申請手続
  - (1) 受審資格要件
    - ア 教習指導員審査
      - (ア) 審査の種類(普通自動車免許)

年齢21歳以上で普通自動車に係る運転免許を有する者

(イ) 審査の種類(大型自動車免許,中型自動車免許,大型特殊自動車免許,大型自動二輪車免許,普通自動二輪車免許及び牽引免許)

受審する種類に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る教習指導員資格 を有している者で、大型自動二輪車免許にあっては、普通自動二輪車免許に係る教習 指導員資格を有している者

(ウ) 審査の種類(大型自動車第二種免許,中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種 免許)

受審する種類に係る運転免許を有し、それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導 員資格を有している者で、かつ、過去1年以内に、国家公安委員会が指定する技能教 習又は学科教習の技能又は知識に関する講習を修了している者

- イ 技能検定員審査
  - (ア) 審査の種類(普通自動車免許)

年齢25歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る教 習指導員資格を有している者

(イ) 審査の種類(大型自動車免許,中型自動車免許,大型特殊自動車免許,大型自動二輪車免許,普通自動二輪車免許及び牽引免許)

受審する種類に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る技能検定員資格 を有している者で、大型自動二輪車免許にあっては、普通自動二輪車免許に係る技能 検定員資格及び、大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有している者

(ウ) 審査の種類 (大型自動車第二種免許,中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種 免許)

受審する種類に係る運転免許を有し、それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定 員資格を有している者で、かつ、過去1年以内に、国家公安委員会が指定する技能検 定についての技能又は知識に関する講習を修了している者

ウ その他

一人の受審者につき、教習指導員審査を1種、技能検定員審査を1種の合計2種まで 受審できるものとする。

- (2) 申請書類
  - ア 審査申請書
  - イ 資格審査票
  - ウ 運転免許証の写し
  - エ 運転記録証明書(過去5年の交通違反等が記載されたもの)
  - オ 普通自動車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免 許に係る教習指導員資格者証の写し
  - カ 普通自動車免許,普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格を有する者は,その免許 に係る技能検定員資格者証の写し及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有す る者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し
  - キ 大型自動車第二種免許,中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習 指導員審査を受審する者は,受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証 の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能又は知識に 関する講習の修了証明書の写し
  - ク 大型自動車第二種免許,中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能 検定員審査を受審する者は,受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証

の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の 修了証明書の写し

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課(姶良市東餅田3937番地 郵便番号 899-5421) なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例(平成12年鹿児島県条例第11 号)に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼付して納付すること。ただし、審査細目により 金額が異なるため、詳しくは問い合わせること。

なお、申請書類を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。

- 受付期間
  - (1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許(大型・中型・普通) 平成27年4月8日(水)から同月22日(水)までのそれぞれの日(県の休日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成27年4月22日の消印のあ るものまで受け付ける。
  - (2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許 平成27年4月24日(金)から同年5月8日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除 く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成27年5月8日の消 印のあるものまで受け付ける。
- 5 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。 なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先 及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

6 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課

姶良市東餅田3937番地(郵便番号 899-5421)

電話番号 0995-65-2295

# 内水面漁場管理委員会指示

#### 鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第26-1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとお り指示する。

平成27年3月17日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

1 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に 定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域(河川、湖沼等)に放流してはならない。 なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。

2 指示の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

# 内水面漁場管理委員会告示

#### 鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第26-1号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかる平成27年3月17日鹿児島県内水面漁場管理委 員会指示第26-1号(コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示)に基づく水域を次 のとおり定める。

平成27年3月17日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

- 1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 2 肝属川水系の本流及び支流(ただし,高隈ダムから上流の区域は除く。)
- 3 思川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流(ただし、十曽ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。)
- 5 天降川水系の本流及び支流
- 6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 7 和田川水系の本流及び支流
- 8 新川 (鹿児島市) 水系の本流及び支流
- 9 甲突川水系の本流及び支流
- 10 八房川水系の本流及び支流
- 11 神之川水系の本流及び支流
- 12 新川(指宿市)水系の本流及び池田湖を含む支流